

令和6年度 第4回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要		
日 時	令和6年11月12日(火) 午後6時～7時	
場 所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室	
出席者	委 員 (13人)	土井委員長、大倉委員、安田委員、相馬委員、小山内委員、秋元委員、伊藤委員、佐藤(信)委員、三村委員、佐藤(綾)委員、工藤委員、中野委員、一條委員
	事 務 局 (6人)	【市民協働課】 土岐課長、齊藤課長補佐、菊池主幹兼協働推進係長、工藤(慶)主事、佐々木主事、吉田主事
欠 席 者	神委員、山木委員	
議 長	土井委員長	
会 議 概 要		
1 開会		
2 議事		
(1) 制度内容の見直しについて		
事前に審査委員から制度見直しに向けた提案・改善点等を募り、事務局からの提案と合わせて審議。令和6年度の案件数は11件、10月21日の会議では5つの案件を取り上げた。本会議では残りの6つの案件について取り上げる。		
【案件6】効果が弘前市内に限定されない、あるいは弘前市外で実施される事業の考え方について		
提出者：事務局		
効果が弘前市内に限定されない、あるいは弘前市外で実施される事業について、審査の視点を共有するもの。		
【審議結果】		
現行どおりとし、該当する事業は個別に判断するものとする。		
(事務局説明)		
<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の対象事業は「地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業」を前提としており、満たすべき要件のひとつとして「原則として、市内で実施される事業」としている。なお、市外での活動の必要性が認められる場合は、対象事業としている。 ・近年は主に、目的自体に市外の活性化も含んでいる事業(例：弘南鉄道沿線地域の活性化、隣接自治体も含めた活性化)や、市外の先進事例等を見学する事業が申請されている。 		
(意見)		
意見なし。		
【案件7】審査会の姿勢について 提出者：委員		
審査会について、参加団体からのアンケート内容で以下の3点が気になった。		
1 プレゼンが苦手で、とか「針の筵」のようでかなり緊張したという感想があったが、我々がプレッシャーを与えている可能性はないか。		

- 2 「審査員の認識と市民の認識が一致していない部分がある」との感想について検討する必要があるのではないか。
- 3 質疑応答後の審査会で「反論」ができない状況で極端に評価を落とす発言があるといった感想があるが、「反論」と受け取られて、我々が敵でもあるかのように受け取られていることに対して検討する必要があるのではないか。

【審議結果】

基本的には委員は団体の応援団として役割を認識して審査していると思うが、細部に気を付けて審査を行うよう努める。

(事務局説明)

- ・弘前市市民参加型まちづくり1%システム審査マニュアルにおいて、審査するにあたっての心構えとして、「審査委員会は、事業を単に審査するだけでなく、まちづくり活動にやる気がある申請してきた団体の「応援団」でもあります。」「プレゼンテーションや人前での発表に慣れていない団体もありますので、質問などで団体の思いや、やりたいことなどを引き出していきます。」「質問をして団体とコミュニケーションを取りながら、申請時よりもより良い事業となるように提案したり、団体の成長につながるようなアドバイスを行うようにする。」と記載している。

(意見)

- ・相手の受け取り方もあるので難しいところはあるが、発表の一番最初の挨拶のときは、発表者の方を見て笑顔で挨拶したり、書類ばかり見るのではなく発表者の方を見るなどすればよいのではないか。
- ・審査の際には口角を上げて頑張してほしいという表情で行っていたが、目線のコミュニケーションが取れたことが結構あったので効果があると思う。
- ・昨年度の見直し会議で、審査で議論されている話の内容が事実と異なる場合は、事務局の方から、団体が発言したい様子だということを伝えていただくというプロセスを組み込んだので、反論の部分に関してはもし事実と異なる場合があれば、きちんと反論できるような状況になっていると思う。

【案件8】公開での審議の実施について 提出者：委員

申請者のプレゼンテーション、質疑応答の後で各委員での審議・意見交換があるが、この時会場内に申請者が同席しているのは何かと不都合を感じる。室外に出て控えてもらい、必要に応じてその時点で入室し、委員からの質問・疑問点に答えてもらう方がよいのではないかと思います。

【審議結果】

審査方法については、現行のままとする。

(事務局説明)

- ・「弘前市まちづくり1%システム審査委員会」は弘前市の附属機関として設置されているものである。附属機関の運営にあたっては、「公正で円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合又は特定の者に利益または不利益を与える場合、その他公開することが不相当であると認められる場合を除き、会議を公開すること。」と定められており、これに基づいて公開で実施している。
- ・質疑の時間は団体への質問、審議の時間は意見やアドバイス等の発言を基本としているが、特に低い点数を付ける場合などは審議の場でその理由を明らかにし、理由と一緒に改善点を併せて団体に直接伝える機会としている。
- ・審議中に事業内容の情報不足等により審議に影響がある場合は、委員長より団体へ発言を求めている。

(意見)

事業について、改善すべき点が見つかったときはそれを正確に伝え、だから駄目ですよと突き放すのではなく、その部分をカバーするためのアドバイスをセットで言うことを心がけていただければよいと思う。

【案件9】 学生へのアプローチについて 提出者：委員

日頃学生と関わる中で、まちづくり活動に取り組みたい学生が多くいると感じる一方で、学生による申請数が多くないのは残念だなと感じている。もちろん全ての学生が活動を実現させるわけではないし、制度を使わずに活動している学生もいるが、「1%システムが学生にとってまちづくり活動に取り組むための有効な手段になっているか」という点について検討が必要であると考えている。特にSNSを見て申請するケースが少ない中で、若者向けの周知には工夫が必要だと感じる。他事業との重複や制度の趣旨に合致しない点があるかと思うが、高校や大学の実習で提案した企画を実現させる手段として申請してもらうなど、潜在的に利用が見込める層へのピンポイントでのアプローチも必要になってくるのではないかと。

【審議結果】

今回の会議で出た意見について、できることから実施することとする。その他、細かい部分については事務局と大学等の関係者と情報交換を行いながら、実施できることを模索することとする。

(事務局説明)

昨年度実施された見直し会議において、「スタート部門の申請件数を増やすための対策」という案件の中で、学生に対するアプローチの仕方について意見をいただいております、その意見に対する事務局での対応については、下記のとおり。

○掲示コーナーに貼っても、いろいろな掲示に埋没してしまうので、目に留まりやすいようなデザイン性のあるポスターにするなどの工夫も必要ではないかと。

→学生の目に留まりやすいと思われるデザインのポスターを3種類作成し、7月頃市内の大学へ配布した。また、より多くの学生に見ていただくため、大学内複数の建物に掲示していただくよう依頼した。

○大学のサークル活動団体などにチラシを配布しても、代表者が見ただけで終わってしまうことが多いのではないかと。例えば、起業等を扱っている授業の受講者にビラを配るなどしてはどうか。

→実施には至っていない。

事務局としても学生のまちづくりへの参加を促していきたいため、学生に対するアプローチの仕方や、学生が興味を持つような取り組み・工夫について検討したく、ご意見を伺いたい。

(意見)

- ・例えば市民協働課の事業として、高校生のみまちづくりサークルを立ち上げ、年間を通してまちづくり活動の企画や実際に申請してもらうなどのプログラムを組んでみればよいのではないかと。
- ・大学に行って掲示板を見ても1%システム事業のチラシを今まで見たことがない。学生だけではなくゼミ単位で申請するということもあり得ると思うので、担当の先生に渡すなどの工夫も必要だと思う。
- ・学生の話を見ると「市役所に足を運ぶこと自体ハードルが高い」という声が多く多い。市の負担になるとは思うが、大学に来ていただいて直接制度の説明をする機会を設けることは、かなり効果的であると思う。
- ・ポスターやチラシを作成する際に、実際に1%システムを活用してまちづくり活動を実施した学生の体験談や写真を掲載すればよいと思う。

【案件10】 購入量に対して使用量が確認しづらい経費について

(コピー用紙やプリンターインクの購入費等) 提出者：事務局

令和6年度1次募集の事前質問において、事務局に対し、「プリンターインクの購入」と「コピー用紙の購入」について、以下の通り質問があったことから、これらの経費の取り扱いについて、委員のご意見を伺うもの。

○委員からの質問 ※一部抜粋

「プリンターインクの購入」と「コピー用紙の購入」について、事業を実施する方にとっては利便性がよいですが、非常に中身が見えにくい部分だと感じます。事業の中で、モノクロの文書しか使わないと思われるのに、カラーインクだったり、どう考えてもそんなに使わないでしょう…というものがあります。

【審議結果】

経費の取り扱いについては現行どおりとし、計上内容に疑問が生じる場合は、審査会での質疑等で確認を行う。

(事務局説明)

- ・購入量に対して使用量が確認しづらい物品のほか、前年度も購入されている物品、年度を超えて使用できる物品の計上があった際は、「事業に必要なか」、「適正な個数か」、「前年度購入物品の状態や在庫状況」等を確認し、必要量のみ計上するようお願いしているが、実態の確認は限界があり、精査が難しいという側面がある。
- ・実績報告時には、レシートや領収書の日付を確認し、在庫補充とみられる購入があった場合は、事業費として認めないこととしている（イベント終了後に購入しているなど）。
- ・予算について疑問をお持ちの場合は、審査会での質疑による確認をお願いしている。

○物品の一例

- ・コピー用紙
- ・プリンターインク
- ・文具類（ボールペン、マジック、ハサミ、色鉛筆等）
- ・蜂駆除用スプレー
- ・救急用品
- ・機器類（経年劣化が激しいもの）

(意見)

- ・事業内容に対して購入数量が過剰に見えるなど、「団体の運営に係る事務用品として購入しているのでは」と考えざるを得ない事業があるのは確かだと思う。
- ・実態の確認には限界があると思う。我々ができることは審査会の場でしっかりとチェックすることだと思う。

【案件11】 デモンストレーションに係る経費について 提出者：委員

単にデモンストレーションのためだけに、県内外・中央等から招聘される者に対する費用は補助対象外とすべきである。

令和6年度2次募集で申請のあった武術研究稽古会修武堂の「弘前藩の武士の技と文化体験事業」の一環である、高照神社での古武道演武大会の例等が該当するものと思う。

【審議結果】

現行どおりとし、事業内容にデモンストレーションの要素がある場合は申請段階で事務局から対象事業とならない旨をお伝えし、事業内容の見直しを促す。事務局で判断ができない場合については、審査会において審議していただくものとする。

(事務局説明)

○デモンストレーションのように、単に団体の活動に活用する計画・経費について

- ・弘前市市民参加型まちづくり1%システム支援補助金交付要綱の第5条に対象事業は、「地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業」
- ・市民参加型まちづくり1%システム募集要項において、「特定の個人や団体が利益を受ける事業」は申請できない旨、記載している。

以上2点を踏まえ、申請段階で事務局から対象事業とならない旨をお伝えし、事業内容の見直しについて促している。

○「弘前藩の武士の技と文化体験事業」の高照神社での古武道演武大会について

- ・令和6年度2次募集で申請のあった武術研究稽古会修武堂の「弘前藩の武士の技と文化体験事業」の一環である高照神社での古武道演武大会について、申請当初は観覧者約30名に対し一般公開を行う事業計画であった。
- ・その後、各課へ申請事業に対する意見照会を行ったところ、高岡の森弘前藩歴史館より駐車場の利用について助言があったことから、急遽、当日は演武関係者のみの参加とし、一般観覧者席を設けない代わりにインターネットで配信することで一般公開することとした。
- ・これについて、審査会において、「1%システムの趣旨であるまちづくりや地域活性化にどう繋がるのか」といった意見があったことから、より多くの方に観覧していただけるよう、開催場所等の見直しを行っている。

(意見)

- ・地域の活性化にどのようにつながるのか、市民にどのように還元するのか、公的なお金を使ってまでやる必要があるのかという観点から、広くいろんな方が目に見える状態で事業を実施するなど、工夫を凝らしてほしい。
- ・公共性などの審査項目もあるので、審査会の場で議論をすればいいと思う。審査会の中では、コミュニケーションをとりながら、事業の変更を促すこともできるので、積極的に発言していただきたい。

3 閉会